

令和2年6月

伊那市議会定例会議案
関係資料

令和2年5月29日

令和2年6月伊那市議会定例会議案関係資料目次

議案第1号関係資料(1)	令和元年度 環状南線道路整備工事（小黒西2工区）説明資料……………	3
議案第1号関係資料(2)	令和元年度 環状南線道路整備工事（小黒西2工区）位置図……………	4
議案第2号関係資料	市営土地改良事業位置図……………	5
議案第3号関係資料(1)	まち・ひと・しごと創生基金の設置について……………	6
議案第3号関係資料(2)	伊那市積立基金条例新旧対照表……………	7
議案第5号関係資料	伊那市福祉医療費給付金条例新旧対照表……………	8
議案第6号関係資料	伊那市国民健康保険条例新旧対照表……………	9
議案第7号関係資料	伊那市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表……………	11
議案第8号関係資料	伊那市営住宅条例新旧対照表……………	12
議案第9号関係資料	伊那市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表……………	13

議案第1号関係資料(1)

令和元年度 環状南線道路整備工事（小黒西2工区）説明資料

工 事 名	令和元年度 環状南線道路整備工事（小黒西2工区）			
工種、金額	工 種	金 額		相 手 方
及 び 相 手 方	土木一式工事	643,500,000円 (内消費税 58,500,000円)		池田・清野特定建設工事共同企業体 代表構成員 池田 幸平
工 事 概 要	道路築造工 L=299.7m W=6.0(10.0)m 片側歩道W=2.5m (1) 道路土工 1式 (2) 地山補強工 1式 (3) 軽量盛土工 1式 (4) 擁壁工 1式 (5) ブロック積工 1式 (6) 排水構造物工 1式 (7) 構造物撤去工 1式 (8) 舗装工 1式 (9) 仮設工 1式			
工 事 期 間	契約の日から令和3年2月26日まで			
予 算	総事業費	670,000,000円	主な財源	社会資本整備総合交付金（交付率55%） 公共事業等債（充当率100%、交付税算入率50%）

令和元年度 環状南線道路整備工事(小黑西2工区)位置図



議案第2号関係資料

市営土地改良事業位置図



議案第3号関係資料(1)

まち・ひと・しごと創生基金の設置について (企業版ふるさと納税制度の概要)

<p>企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）</p>	<p>国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対して企業が寄附を行った場合に、寄附額の一部を法人関係税から税額控除する仕組み。対象企業は、本社が当該地方公共団体の区域外にある企業に限る。</p>
<p>令和2年度の企業版ふるさと納税制度の変更 (適用期限の延長・税額控除の拡充)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の適用期限が、令和元年度（2019年度）までから令和6年度（2024年度）までに延長された。（5年延長） ・寄附を行った企業が受けられる税額控除の割合が寄附額の最大6割（従来の2倍）に引き上げられ、既存の軽減（寄附額の約3割の損金算入）と合わせて、最大で寄附額の約9割の減税効果が見込まれる。 <p>【税額控除のイメージ】</p> <p>例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。</p>
<p>まち・ひと・しごと創生基金の設置</p>	<p>地方公共団体は、企業からの寄附金を活用する地方創生事業に充当するための基金を設置することにより、複数年度にわたって実施する事業について、後年度分の事業費を含む総事業費を超えない範囲で、予め寄附を受領することが可能となる。</p>
<p>企業からの寄附金を活用できる事業</p>	<p>第2期伊那市地方創生総合戦略（令和2年3月策定）にリーディング・プロジェクトとして位置付ける次の事業全般への活用が可能</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 結婚・出産・子育ての支援及び女性・高齢者の活躍推進事業 (2) 交流と連携による地域の活性化事業 (3) 活力に満ちた産業振興及びしごと創出事業 (4) 新たな時代に対応した社会への取組推進事業 (5) 持続可能な農業・林業の育成事業 (6) 多様性を活力にする循環型社会実現事業

議案第3号関係資料(2)

伊那市積立基金条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
別表(第2条、第7条関係)			別表(第2条、第7条関係)		
名称	目的及び使途	会計名	名称	目的及び使途	会計名
略			略		
奨学金返還支援基金	奨学金返還支援による若者の移住定住の促進及び地域産業の担い手確保に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計	奨学金返還支援基金	奨学金返還支援による若者の移住定住の促進及び地域産業の担い手確保に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
			まち・ひと・しごと創生基金	<p>地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」として実施する、第2期伊那市地方創生総合戦略に掲げる次の事業に要する費用の財源に充てる。</p> <p>1 結婚・出産・子育ての支援及び女性・高齢者の活躍推進事業</p> <p>2 交流と連携による地域の活性化事業</p> <p>3 活力に満ちた産業振興及びしごと創出事業</p> <p>4 新たな時代に対応した社会への取組推進事業</p> <p>5 持続可能な農業・林業の育成事業</p> <p>6 多様性を活力にする循環型社会実現事業</p>	伊那市一般会計
			新型コロナウイルス対策応援基金	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い実施する各種対策事業及び支援事業に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計

議案第5号関係資料

伊那市福祉医療費給付金条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、給付金の支給対象としない。ただし、前条第3号に規定する者については、第8号及び第9号の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) ひとり親家庭の親で、その者の前年の所得（1月から7月までの療養の給付等については前々年の所得。以下同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項に規定する児童扶養手当の支給の制限を手当の全部について行うときの額以上であるもの又はその者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）でその者と生計を同じくするもの前年の所得が同令第2条の4第8項に規定する額以上であるもの</p> <p>(6)～(7) 略</p> <p>(8) 身体障害者手帳交付者のうち障害等級が2級以上に該当するもの、療育手帳交付者のうち障害の程度がB1以上のもの、精神障害者保健福祉手帳交付者のうち障害等級が1級に該当するもの及び国民年金別表該当者（出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）で、その者の前年の所得の額（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第4条に規定する所得について同令第8条第3項において読み替えて準用する同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。）が同令第7条に定める額を超えるもの又はその者の配偶者若しくは扶養義務者でその者の生計を維持するもの前年の所得の額（同令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。）が同令第2条第2項に定める額以上であるもの</p> <p>(9) 略</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、給付金の支給対象としない。ただし、前条第3号に規定する者については、第8号及び第9号の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) ひとり親家庭の親で、その者の前年の所得（1月から10月までの療養の給付等については前々年の所得。次号及び第7号において同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項に規定する児童扶養手当の支給の制限を手当の全部について行うときの額以上であるもの又はその者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）でその者と生計を同じくするもの前年の所得が同令第2条の4第8項に規定する額以上であるもの</p> <p>(6)～(7) 略</p> <p>(8) 身体障害者手帳交付者のうち障害等級が2級以上に該当するもの、療育手帳交付者のうち障害の程度がB1以上のもの、精神障害者保健福祉手帳交付者のうち障害等級が1級に該当するもの及び国民年金別表該当者（出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）で、その者の前年の所得（1月から7月までの療養の給付等については前々年の所得。次号において同じ。）の額（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第4条に規定する所得について同令第8条第3項において読み替えて準用する同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。）が同令第7条に定める額を超えるもの又はその者の配偶者若しくは扶養義務者でその者の生計を維持するもの前年の所得の額（同令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。）が同令第2条第2項に定める額以上であるもの</p> <p>(9) 略</p>

議案第6号関係資料

伊那市国民健康保険条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1～4 略</p>	<p>1～4 略 <u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u> 5 <u>給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をい</u> <u>い、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)</u>を除く。以下同 <u>じ。)</u>の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき <u>(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に</u> <u>規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」とい</u> <u>う。)</u>に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるとき <u>に限る。)</u>は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過し <u>た日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日</u> <u>について、傷病手当金を支給する。</u> 6 <u>傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の</u> <u>直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その</u> <u>額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数が</u> <u>あるときは、これを10円に切り上げるものとする。)</u>の3分の2に相当する金額 <u>(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満</u> <u>の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)</u>とする。ただし、健 <u>康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額</u> <u>の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とす</u> <u>る。</u> 7 <u>傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えない</u> <u>ものとする。</u> <u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との</u> <u>調整)</u> 8 <u>新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の</u> <u>感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対し</u> </p>

旧	新
	<p>ては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第6項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</p> <p>9 <u>前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、前項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</u></p> <p>10 <u>前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</u></p>

議案第7号関係資料

伊那市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p>	<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)</u> <u>広域連合条例附則第5条の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の</u> <u>受付</u></p> <p><u>(9)</u> 略</p>

議案第8号関係資料

伊那市営住宅条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧					新				
別表第1 (第2条関係) 公営住宅一覧表					別表第1 (第2条関係) 公営住宅一覧表				
名称	位置	構造	1戸当たり住戸専用床面積	建設年度戸数	名称	位置	構造	1戸当たり住戸専用床面積	建設年度戸数
略					略				
若宮団地	略				若宮団地	略			
	伊那市若宮7380番地358	中耐	59.86	昭和61年度 12戸		伊那市若宮7380番地358	中耐	59.86	昭和61年度 12戸
						伊那市若宮7311番地1	木造	33.10	令和2年度 14戸 (高齢者向け住宅)
						伊那市若宮7311番地1	木造	39.71	令和2年度 6戸 (高齢者向け住宅)
略					略				
備考 略					備考 略				

議案第9号関係資料

伊那市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,800円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の<u>死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日</u>において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4 略</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「<u>事故発生日</u>」という。）において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の<u>事故発生日</u>において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4 略</p>

旧	新
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(障害補償年金前払一時金)</p> <p>第3条の4 略 2～4 略</p> <p>5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、<u>100分の5</u>に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額的全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>100分の5</u>に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(障害補償年金前払一時金)</p> <p>第3条の4 略 2～4 略</p> <p>5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、<u>事故発生日における法定利率</u>に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額的全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>事故発生日における法定利率</u>に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。</p>
<p style="text-align: center;">(遺族補償年金前払一時金)</p> <p>第4条 略 2～6 略</p>	<p style="text-align: center;">(遺族補償年金前払一時金)</p> <p>第4条 略 2～6 略</p>

旧	新				
<p>7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（次条第1項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第1項の申出を行った場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第1項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、<u>100分の5</u>に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から前項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>100分の5</u>に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。</p> <p>9 略</p>	<p>7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（次条第1項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第1項の申出を行った場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第1項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、<u>事故発生日における法定利率</u>に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から前項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>事故発生日における法定利率</u>に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。</p> <p>9 略</p>				
<p>別表（第5条関係） 補償基礎額表</p> <table border="1" data-bbox="116 1417 1099 1453"> <tr> <td data-bbox="116 1417 398 1453">階級</td> <td data-bbox="398 1417 1099 1453">勤務年数</td> </tr> </table>	階級	勤務年数	<p>別表（第5条関係） 補償基礎額表</p> <table border="1" data-bbox="1151 1417 2134 1453"> <tr> <td data-bbox="1151 1417 1433 1453">階級</td> <td data-bbox="1433 1417 2134 1453">勤務年数</td> </tr> </table>	階級	勤務年数
階級	勤務年数				
階級	勤務年数				

旧				新			
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上		10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,400</u> 円	<u>13,300</u> 円	14,200円	団長及び副団長	<u>12,440</u> 円	<u>13,320</u> 円	14,200円
分団長及び副分団長	<u>10,600</u> 円	<u>11,500</u> 円	<u>12,400</u> 円	分団長及び副分団長	<u>10,670</u> 円	<u>11,550</u> 円	<u>12,440</u> 円
部長、班長及び団員	<u>8,800</u> 円	<u>9,700</u> 円	<u>10,600</u> 円	部長、班長及び団員	<u>8,900</u> 円	<u>9,790</u> 円	<u>10,670</u> 円
備考				備考			
1 死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。				1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。			
2 略				2 略			